

第6期 集落協定・個別協定 作成マニュアル

※ヒアリングまでに集落内で作成してください。
※提出物をすべてヒアリング時に提出してください。

令和7年5月

福井市 農政企画課

(1) 提出物一覧 ※すべてヒアリング時にお持ちください。

旧様式（第5期）をお渡ししますので、参考にして新様式に直接記入してください。

データで管理する場合はヒアリング後に市が作成しメールでお渡しします。

	様 式	様式 ページ	必須・ 選択	作 成 の 方 法
①	認定申請書	1	必須	記入例を参照して、記入してください。
②	事業計画・集落協定書等	2～4	必須	記入例を参照して、記入してください。
③	(別添1) 実施区域位置図	5	必須	【第5期のものを参考に添付してあります】 参考にして、第6期用を作成してください。 ★地番のわかる図面に対象農用地を明記 ★取組活動の位置・範囲を記入 ◎図面についてご不明な場合はお問い合わせください。
④	構成員一覧	6	必須	協定参加者全員分について記入してください。
⑤	2号事業様式 【中山間地域等直接支払交付金】 (集落協定→別紙様式2) (個別協定→別紙様式6)	集落協定 7～14 個別協定 15～17	必須	記入例を参照して、記入してください。 【第5期のものをお渡しした集落】 →参考としてご活用ください。
⑥	農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画 【体制整備単価】 (ネットワーク化活動計画)の策定 ※ネットワーク化活動計画を作成することにより体制整備単価(10割)を受けることができます。	集落のみ 18→→ 19～25	必須 選択	要件詳細(p3以降)を確認。 記入例を参照して、記入してください。 第5期の農地一覧を全て確認してください。 ★修正、削除、追加(※追加は必ず農政企画課へ事前に連絡してください)を赤で記入してください。 ★③実施区域位置図も確認し作成してください。 ★管理者の変更がないか確認してください。
⑦	(別紙様式3) 協定対象施設の管理方法	集落のみ 26	必須	記入例を参照して、記入してください。
⑧	(別紙様式4) 土地改良通年施行実施計画書	集落のみ 27	対象のみ	記入例を参照して、記入してください。
⑨	(別紙様式5) 農業所得の確認に関する承諾書	集落のみ 28	必須	協定参加者全員分について記入してください。
⑩	(別紙様式7) 協定農用地の概要・農作業受委託契約書	29・30	対象のみ	記入例を参照して、記入してください。
⑪	環境負荷低減のチェックシート (別紙様式8・別紙様式9)	31・32	必須	記入例を参照して、記入してください。

★ご不明な点は、随時、農政企画課（20-5420）へお問い合わせください。

（2）提出について

令和7年6月23日（月）～7月11日（金）のうち、各集落の指定日時（別添通知に記載してありますので、ご確認ください。）

場所：福井市役所 本館5階 農政企画課

- 「（1）提出物一覧」を作成し、すべてお持ちになって、お越しください。
- 内容についてヒアリングを行い、確認させていただきますので、代表者または内容について説明できる方のご来庁をお願いいたします。
※指定日時に都合がつかない場合は、必ず事前にご連絡ください。

（3）協定農用地の追加、測量希望、加算措置希望の調査について

新規の協定農用地の追加や、測量、加算措置について希望する集落は、調査票にてお知らせください。（希望しない集落についてもその旨回答願います。）

今回の調査を受けて、後日、対象農用地の要件適合の有無の確認や傾斜測量を行います。

→→→ 令和7年6月13日（金）厳守までに、別添の調査票を農政企画課あてのメール（nousei@city.fukui.lg.jp）もしくはFAX（20-5740）まで回答してください。

※協定農用地の追加希望については、今回の調査でのみ受け付けます。

※測量時期の兼ね合い上、協定農用地の追加が次年度以降になる可能性があります。
また、測量の結果必ずしも対象となるとは限りません。

（3）第6期用通帳の作成について

7月末頃までに第6期（R7～R11）用の通帳を新しく作成してください。



利息がつかない「決済用」の通帳にしてください。

※第5期用通帳には絶対に使用しないでください。

★その他、会計管理については、「事務手続き等の手引き「4 経理事務の注意点」（p.10～）」をご参照ください。

★なお、第5期の書類および通帳等は今後5年間（R11年度末まで）必ず保管してください。

(選 択)

(4) 体制整備単価【10割単価】(ネットワーク化活動計画の作成)の実施について
10割で交付金の交付を受けるための要件が

第5期「集落戦略の作成」→第6期「ネットワーク化活動計画の作成」

に変更になりました。

「ネットワーク化活動計画」とは複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画により、農業生産活動を継続的に行うための指針です。

①農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価(交付単価の8割を交付)

- 農業生産活動等(必須)
例: 耕作放棄の発生防止活動、
水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- 多面的機能を増進する活動(選択的必須)
例: 周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、
魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動 体制整備単価(①+②の活動により交付単価の10割を交付)

- ①の活動に加え、対策期間内にネットワーク化活動計画を作成(対策期間内に計画を作成することを協定書に位置付けた年度から体制整備単価を適用)

- ・ ネットワーク化活動計画とは、複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。
- ・ 地域計画や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、集落協定において毎年度話し合いを重ねて作成する。
- ・ 作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行う。



【地域計画の目標地図や集落戦略を見ながらの話し合い】



【作成に向けて打合せ】

集落協定として取り組むことができるメニューを下記より選択し、記入例をもとに計画を作成してください。

《ネットワーク化活動計画》(①～③の取組のうち1つ以上を位置づけること)

①ネットワーク化	
対象協定 以下のいずれか ・ 新たにネットワーク化を行う集落協定 ※ネットワークの合計面積が10ha以上であること ※同じ地域計画区域内の集落協定でネットワーク化を行うことを基本とする ・ すでに協定面積が10ha以上のネットワークを形成しており、活動の維持、向上を図ろうとする集落協定 ※計画作成時点でネットワークの合計面積が10ha以上であること	計画の項目 ・ 参加する協定 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項 ・ 連携方法 ・ 工程 ・ 統合の予定
②統合	
対象協定 以下のいずれか ・ 新たに統合を行う集落協定 ※統合後の面積が10ha以上となること ※同じ地域計画区域内の集落協定で統合を行うことを基本とする ・ すでに協定面積が10ha以上であり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定 ※計画作成時点で協定面積が10ha以上であること	計画の項目 (新たに統合を行う場合) ・ 参加する協定 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項 ・ 工程 (体制の維持、向上を図ろうとする協定) ・ 役員継承の計画 ・ 活動事項
③多様な組織等の参画	
対象協定 ・ 1組織以上の農業者団体以外の組織※ ¹ 又は構成員の10%以上の非農業者※ ² が活動に参画する※ ³ 集落協定 ※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が参画していること ※1農業者団体:農業法人(農地所有適格法人、特定農業法人等)、農業生産組織(機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、栽培組織等)等 農業者団体以外の組織:自治会、企業、NPO法人、学校、土地改良区、多面的機能支払活動組織等 (組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えない) ※2農業者:農作業を行い、農業収入を得ている人(作業受託、農業法人の従業員を含む)または得る権利をもっている人(自給的農家を含む) 非農業者:農業者に該当しない人(土地持ち非農家、農作業をおこなっていないが、共同取組活動に参加する人、農業ボランティア) ※3協定の構成員となるか、別途の協定等を結ぶこと (連携関係があることが証明できるような書類等(協定書や覚書、参加者名簿など)が必要)	計画の項目 ・ 参画する組織と非農業者 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項

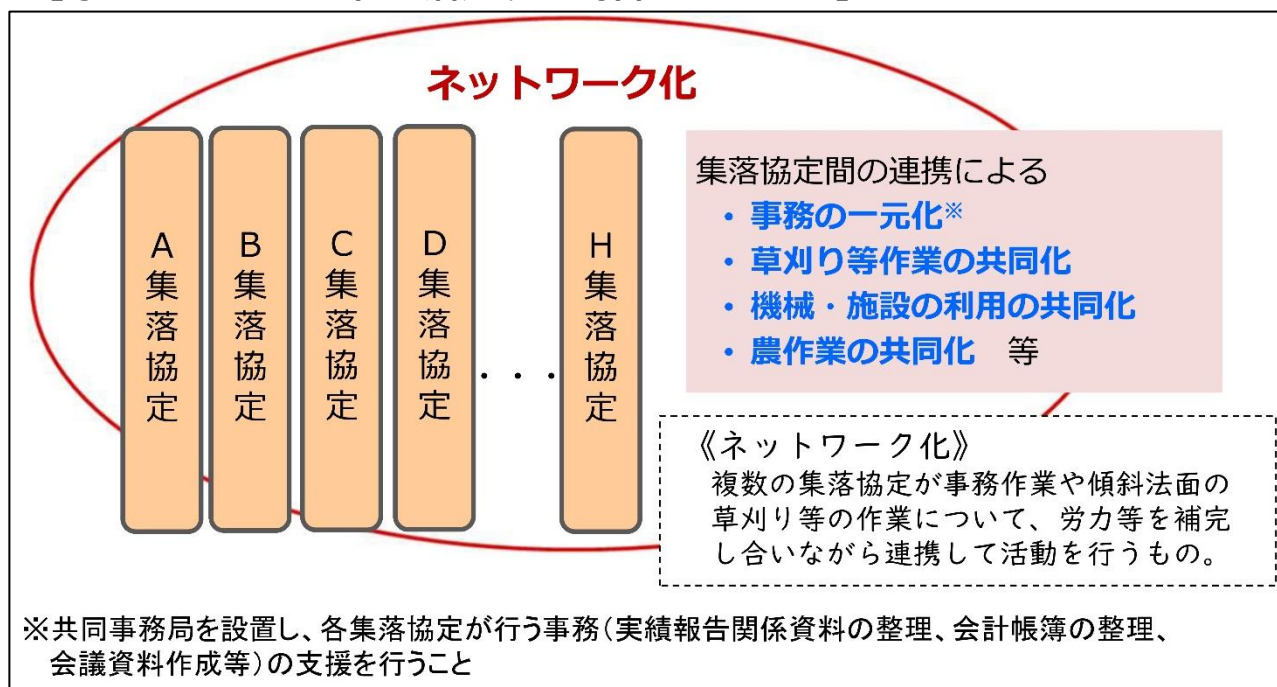
・ ①及び②においては、ネットワーク化もしくは統合を行うことで、協定面積が10ha以上になることが要件です。

・ ③については面積の要件はありません。

・ 「非農業者」には、「農業者の家族で農業をしていない者」も含まれます。

・ また、多面的機能支払交付金を活用している集落においては、多面的構成員と中山間構成員が全員重複していても活用いただけます。

【① ネットワーク化を活用する場合のイメージ】



【次の内容はネットワーク化と認められません！】

💡 ネットワーク化したとは認められない例

- ✖ 各集落協定の草刈り・水路ざらい等の作業日を同一日に行うのみ(同一日に作業を行うが、各集落協定の作業をそれぞれの協定構成員のみで実施する場合)
- ✖ 特定の農業者が複数集落協定にまたがって農業生産活動を行うのみ
→ 農作業の人的資源を融通し合うなどの協定間での**活動の連携**が必要
- ✖ 災害発生時のみの連携
→ **毎年度、随時又は定期的に取り組む**を行うことが必要
- ✖ 情報交換や話し合いを行うのみ
→ 実際の協定の活動を**連携して行う**ことが必要

・またネットワーク化を実施する場合は、地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができていることから、**同じ地域計画区内の他の集落協定と人的資源の融通や機械の共同利用をすることが原則**となります。

※ネットワーク化活動計画の内、特に①ネットワーク化や②統合を検討される場合は、まず農政企画課までご相談ください。

集落協定・ネットワーク化活動計画の作成方法

○ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化実現へのステップ

○ 地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

① 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価の適用開始

② 協定参加者で話合う

ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い



ネットワーク化活動計画の作成に向けた話し合い

③ ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化

④ 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

①を実施することで、体制整備単価が適用されます。ただし、令和11年度までに③まで達成されなかった場合、交付金（単価の2割分）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

<ヒアリングまでに>

① 「マニュアル」および「記入例」を参考に事業計画・協定書の様式に必要事項を記載してください。

② <ヒアリング後>

ヒアリング時に提出する農用地一覧を、市が確認でき次第、新様式として送付します。それぞれの協定農用地の管理内容を記載してください。

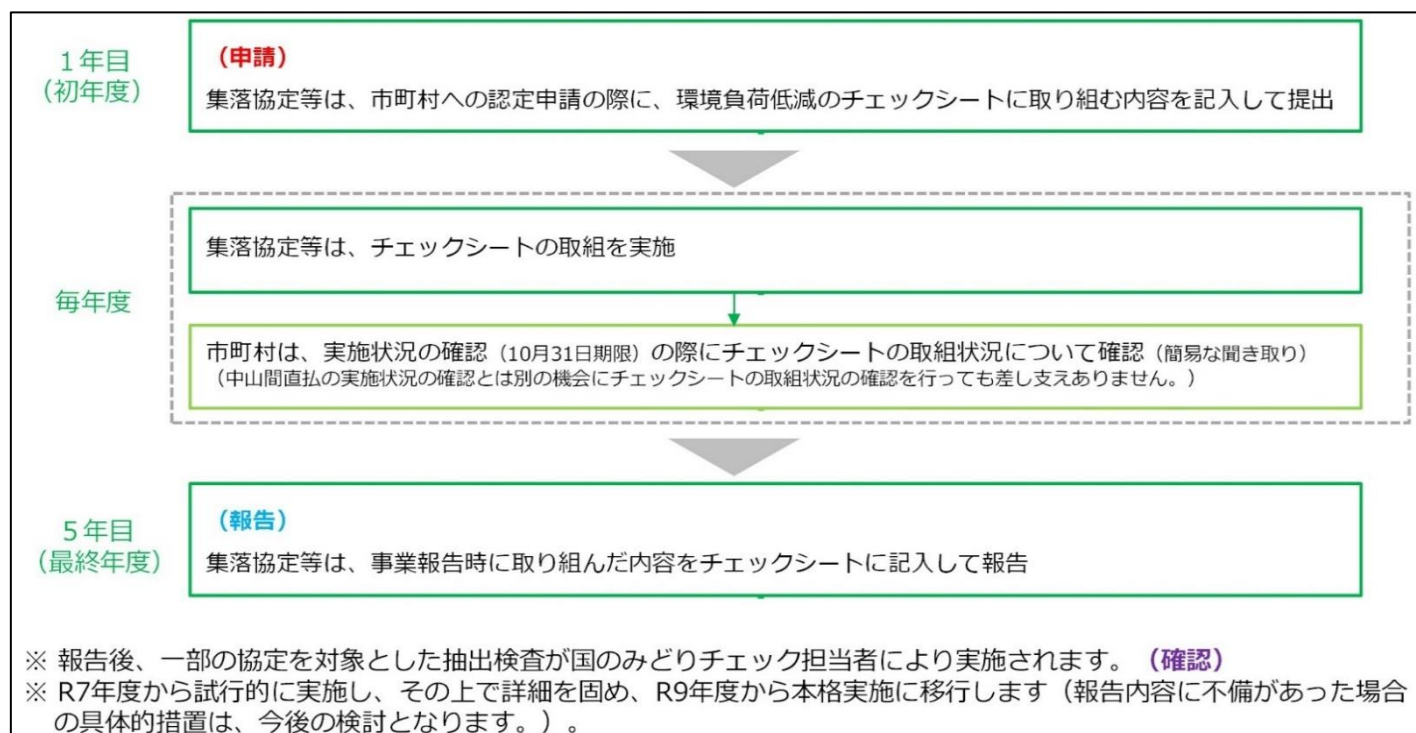
重 要

（５）環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の要件化について

令和7年度から「環境クロスコンプライアンス（みどりチェック）」が事業の要件となりました。そこで、集落・個別協定は市町村へ認定申請の際に、「環境負荷低減のチェックシート」を協定書と同時に、市町村へ提出してください。

「環境負荷低減チェックシートは」毎年度、取組状況の確認を実施します。

（以下、手続きの流れ）



（６）多面的支払制度との関係について

多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の両方を受ける場合には、下記の点にご注意ください。担当者間で確認をとるようにしてください。

① 実施区域位置図への記載

多面的機能支払交付金を受ける集落は、中山間で取組を行っている範囲（水路、農道、草刈）、多面的機能交付金で取組を行う範囲を**実施区域位置図に書き込み、事業計画・協定書とともに提出**してください。

② 事業計画・集落協定書への明記

多面的機能支払交付金を活用して水路、農道等の管理活動等を行った場合でも、要件の対象行為として認められます。

また、多面的機能支払交付金を活用して農用地及び水路・農道の管理等を行う場合は、下記の事業計画・集落協定書の様式内に記載してください。

- 様式・記入例 p.4 (Iの5.)
- 様式・記入例 p.7 (第2 ※集落協定のみ)
- 様式・記入例 p.11 (第5の1 ※集落協定のみ)

③ その他の留意点

- ・作業記録や会計経理にかかる資料は、明確に分けて整理すること
 - ・多面的機能支払交付金と同じ活動に対する交付金の使用は認められません。
- また、途中での変更も認められません。

(例) 多面的機能支払交付金で「景観作物の植栽」に取り組むため、活動内容の重複を避け、中山間直払で取り組んでいた同活動をとりやめるといった変更等

・中山間の協定で位置づけている耕作放棄の防止活動や水路・農道等の管理活動などが、多面的機能交付金の取組場所と重複する場合は、作業日時やそれに対する日当等が重複しないように十分に注意をしてください。中山間と多面的機能交付金のそれぞれの作業日報、領収書等の内容を突合せし、交付金の重複使途が発覚した場合には、両交付金ともに全額返還となります。

(6) 第6期協定にあたって確認事項

第6期の協定書の作成にあたって、必ず以下のことを集落内で確認してください。

(1) 協定農用地について

- ① 協定農用地は**農振農用地かつ地域計画区域内**である必要があります。
- ② 第5期時に管理が不十分であった協定農用地は、第6期の協定農用地から除外してください。
協定に入れた農用地は今後5年間、協定で責任を持って農地として経営していく必要があります。農地に小屋を建てたり、安易に畑に変更することがないように、十分に気をつけて下さい。適正な農地管理を行える農用地のみを協定対象としてください。(なお、実施区域位置図に変更が生じている場合は、図面の修正をお願いします。)
- ③ 当制度の「田」とは、水を溜めるための畦畔(あぜ)および灌漑機能を有している土地です。この機能を維持できるよう管理してください。畦畔を取り払ったり、**水路が確保できない場合は、制度上の「田」と認められなくなり、交付金の返還等の対象**となります。
- ④ 協定農用地を追加する際は、現地を直接確認いただき、小屋や墓と言った建造物や樹木が存在していないか、十分確認してください。
- ⑤ 集落協定の県による抽出検査が行われます。書類検査の他、必要に応じて現地確認も行われますので、計画的な取組をお願いします。

⑥ 集落協定は変更することが可能ですが、次の事項については、変更が禁止されていますので留意して下さい。

1. 協定農用地の面積の全部又は一部の除外（不可抗力の場合を除く）
2. 耕作放棄地の復旧面積の全部又は一部の取り止め

（２）集落協定・ネットワーク化活動計画等の内容について

① 協定目標が実現可能なものか確認してください。

第５期協定（R6）までの協定目標と同等の協定目標を設定していませんか？
必ず集落の状況を確認して下さい。

例：農道（水路、電気柵）整備を〇〇m実施 ⇒ 既に達成済みではないですか？
：集落営農組織設立を目指す ⇒ 既に設立済みではないですか？
：協定農用地の〇％（〇㎡）で新規作物栽培、有機農業、機械化 …等
⇒ 既に実施済みではないですか？

② 目標達成のための余地はあるか確認してください。

第５期協定（R6）の協定目標と同等の協定目標を設定している場合、取り組むための余地が残されていますか？

例：農道（水路、電気柵）整備を〇〇m実施
⇒ 整備を必要とする箇所が残されていますか？
：協定農用地の〇％（〇㎡）で新規作物栽培、有機農業、機械化 …等
⇒ 更なる規模拡大は可能ですか？

③ 過去の協定で達成した目標実績と、今回達成を目指す目標部分の区別を明確にしておいてください。（決して無理な目標を立てないでください）。

**★今年度は中山間直接支払制度第６期対策の初年度であり、
集落で今後５年間の堅実な実施体制を考える機会です！
集落内で十分な話し合いの機会を持ち、
協定内容の理解を深めて下さい。**



(7) 令和7年度スケジュール（集落用）

※今後スケジュール内容が一部変更になる場合がありますのでご了承ください。

	集 落	福井市
4 月	集落協定について集落内で検討	市の促進計画の策定
5 月	集落説明会（5/29）	
6 月	測量希望調査提出（6/13㍻）	
6 月	※（必要集落のみ）農地確認・傾斜測量	
7 月	集落協定・ネットワーク化活動計画 作成ヒアリング （様式・農用地一覧等の提出）	
8 月	※集落協定・ネットワーク化活動計画・農用地一覧等の追加・修正・確認	
8 月	実施状況確認（現地確認）	
9 月	交付金交付申請の提出	集落協定認定 交付申請書の様式送付 （交付金交付申請）
10 月	交付決定通知の受理 交付金概算払請求	（交付決定通知） （概算払請求）
11 月	交付金の受取	（交付金支払）
11 月	交付金変更申請提出（交付金の変更がある場合）	（変更交付申請）
12 月	（交付金の受取） ※変更があった場合のみ	（変更交付決定通知）
1 月	収入報告、取組状況ヒアリング （収支報告書・取組状況報告書の提出）	
2 月	収支証明書をもとに確定申告	（収支証明書の発行）
3 月	実績報告書提出	（実績報告書提出）
4 月		
5 月		
6 月	額の確定通知の受理	（額の確定）

